

◎佐賀県条例第12号

職員の分限に関する条例の一部を改正する条例

職員の分限に関する条例（昭和27年佐賀県条例第18号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(この条例の目的)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第27条第2項並びに第28条第3項及び第4項の規定に基づき、職員の意に反する休職の事由、職員の意に反する降任、免職<u>及び</u>休職の手続及び効果並びに職員の失職の特例に関し規定することを目的とする。</p> <p>(休職の事由)</p> <p>第2条 略</p>	<p>(この条例の目的)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第27条第2項並びに第28条第3項及び第4項の規定に基づき、職員の意に反する休職<u>及び</u>降給の事由、職員の意に反する降任、免職、<u>休職</u><u>及び</u>降給の手續及び効果並びに職員の失職の特例に関し規定することを目的とする。</p> <p>(休職の事由)</p> <p>第2条 略</p> <p><u>(降給の種類)</u></p> <p>第2条の2 降給の種類は、降格（職員の意に反して、当該職員の職務の級を同一の給料表の下位の職務の級に変更することをいう。以下同じ。）及び降号（職員の意に反して、当該職員の号給を同一の職務の級の下位の号給に変更することをいう。以下同じ。）とする。</p> <p><u>(降給の事由)</u></p> <p>第2条の3 職員が次の各号のいずれかに該当する場合（降任された場合を除く。）には、これを降格することができる。この場合において、第4号の規定により職員のうちいずれを降格させるかは、任命権者が、勤務成績、勤務年数その他の事実に基づき、公正に判断して定めるものとする。</p> <p>(1) 職員の人事評価又は勤務の状況を示す事実に基づき勤務実績がよくないと認められる場合において、指導その他の人事委</p>

改正前	改正後
<p>(降任、免職及び休職の手続)</p> <p>第3条 任命権者は、法第28条第1項第2号の規定に該当するものとして職員を降任し、若しくは免職する場合又は同条第2項第1号の規定に該当するものとして職員を休職する場合においては、医師2名を指定してあらかじめ診断を行わせなければならない。</p>	<p>員会規則で定める措置を行ったにもかかわらず、なお勤務実績がよくない状態が改善されないとあって、当該職員がその職務の級に分類されている職務を遂行することが困難であると認められるとき。</p> <p>(2) 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないことが明らかな場合</p> <p>(3) 前2号に規定する場合のほか、職員がその職務の級に分類されている職務を遂行することについての適格性を判断するに足りると認められる事実に基づき、当該適格性を欠くと認められる場合において、指導その他の人事委員会規則で定める措置を行ったにもかかわらず、当該適格性を欠く状態がなお改善されないと。</p> <p>(4) 職制若しくは定数の改廃又は予算の減少により職員の属する職務の級の職の数に不足が生じた場合</p> <p>2 職員の人事評価又は勤務の状況を示す事実に基づき、職員の勤務実績がよくないと認められる場合であり、かつ、その職務の級に分類されている職務を遂行することが可能であると認められる場合であって、指導その他の人事委員会規則で定める措置を行ったにもかかわらず、なお勤務実績がよくない状態が改善されないとときは、これを降号することができる。</p> <p>(降任、免職、休職及び降給の手続)</p> <p>第3条 任命権者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、医師2名を指定してあらかじめ診断を行わせなければならない。</p> <p>(1) 法第28条第1項第2号の規定に該当するものとして職員を降任し、又は免職する場合</p> <p>(2) 法第28条第2項第1号の規定に該当するものとして職員を休職する場合</p>

改正前	改正後
<p>2 職員の意に反する降任若しくは免職又は休職の処分は、辞令を当該職員に交付して行わなければならない。</p>	<p>(3) 前条第1項第2号の規定に該当するものとして職員を降格する場合</p> <p>2 職員の意に反する降任、免職、休職又は降給の処分は、辞令を当該職員に交付して行わなければならない。</p>

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(佐賀県市町立学校県費負担教職員の分限に関する条例の一部改正)

2 佐賀県市町立学校県費負担教職員の分限に関する条例（昭和31年佐賀県条例第48号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第27条第2項並びに第28条第3項及び第4項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第43条第3項の規定に基づき、市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条に規定する職員の意に反する休職の事由、職員の意に反する降任、免職及び休職の手続及び効果並びに職員の失職の特例に関し規定することを目的とする。</p> <p>(準用)</p> <p>第2条 職員の意に反する休職の事由並びに職員の意に反する降任、免職及び休職の手續及び効果については、佐賀県立学校職員の例による。</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第27条第2項並びに第28条第3項及び第4項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第43条第3項の規定に基づき、市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条に規定する職員の意に反する休職及び降給の事由、職員の意に反する降任、免職、休職及び降給の手續及び効果並びに職員の失職の特例に関し規定することを目的とする。</p> <p>(準用)</p> <p>第2条 職員の意に反する休職及び降給の事由並びに職員の意に反する降任、免職、休職及び降給の手續及び効果については、佐賀県立学校職員の例による。</p>